

鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から平成23年6月22日付鳥取県監査委員公告第8号で公表した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子

第1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

監査指摘	講じた措置
1 「政務調査費に係る収支報告書の是正及び返還措置」について 不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。	監査委員の監査結果に基づく収支報告の修正は、平成23年7月7日までに行われた。 また、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月20日までに全額返還された。 政務調査費返還額 370,372円
2 「ガイドラインにおける交通費の取扱いの見直しと議員への周知」について ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知すること。	政務調査費議員必携（ガイドライン）について、平成23年9月26日に早見表の削除を含む所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。

第2 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

監査指摘	講じた措置
1 「政務調査費に係る収支報告書の是正及び返還措置」について 不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。	不適切な支出等の指摘のあった収支報告書については、平成23年7月7日までに必要な修正報告書が全て提出されたことを確認した。 また、指摘のあった政務調査費の返還については、平成23年7月6日付け及び13日付けで該当議員に通知し、同月20日までに全額納付されたことを確認した。
2 「ガイドラインにおける交通費の取扱いの見直しと議員への周知」について ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通	交通費の取扱いについては、議会において、勧告を

費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知すること。

踏まえ、都市間交通費等早見表を削除し、領収書による実費を原則とするガイドラインの修正が平成23年9月26日に行われたことを確認した。

また、同日付けで、議長から全議員に対し、改正後のガイドラインの内容及び政務調査費の適正な執行について周知徹底の通知が行われたことを確認した。